

○環境省告示第十四号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第二項第二号ロ及びニの規定に基づき、特定廃棄物の固型化の方法等を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十四年二月二十四日

環境大臣 細野 豪志

特定廃棄物の固型化の方法等

（特定廃棄物の固型化の方法）

第一条 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第二項第二号ロの環境大臣が定める方法は、セメントその他の結合材により固型化する方法とする。

（不透水性土壌層の要件）

第二条 規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物を埋め立てる場所に敷設する不透水性土壌層は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければ

ばならない。

一 前条に規定する方法により固型化した特定廃棄物（以下「固型化物」という。）が次に掲げる基準のいずれにも該当する場合 厚さがおおむね三十センチメートル以上である粘土混合土の層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する層であること。

イ セメントの配合量は、固型化物一立方メートル当たり百五十キログラム以上であること。

ロ 埋立処分を行う際における一軸圧縮強度が〇・九八メガパスカル以上であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下であるベントナイトその他の材料の層又はこれと同等以上の遮水の効力を有する層であること。

第三条 規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物の表面に設ける不透水性土壌層は、次に掲げる要件のいずれかに該当するものでなければならない。

一 厚さがおおむね三十センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒十ナノメートル以下であるベントナイトその他の材料の層であること。

二 厚さがおおむね三センチメートル以上であり、かつ、透水係数が毎秒一ナノメートル以下である水密性のアスファルト・コンクリートの層であること。

三 前二号の層と同等以上の遮水の効力を有する層であること。

第四条 規則第二十六条第二項第二号ニの規定により特定廃棄物の側面に設ける不透水性土壌層は、

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものでなければならぬ。

一 第二条第一号に掲げる場合 同号に規定する層であること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ及びロに掲げる側面に応じ、当該イ及びロに定める層であること。

イ ロに掲げる側面以外の側面 第二条第一号に規定する層

ロ 雨水その他の水が浸入するおそれのある側面 第二条第二号に規定する層